

平成29年6月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月9日(金) 午後2時 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定) 別冊
 - 議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(17名)

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 草場 學 | 2番 | 後藤 感二 |
| 3番 | 中村 洋子 | 4番 | 平山 政之 |
| 5番 | 重松 淳一(欠席) | 6番 | 山田 武二 |
| 7番 | 坂田 俊博(欠席) | 8番 | 高松 昭夫 |
| 9番 | 能塚 美鶴 | 10番 | 田中 浩 |
| 11番 | 熊手 久雄 | 12番 | 寺崎 昇 |
| 13番 | 井手 博幸(欠席) | 14番 | 白水 隆資(欠席) |
| (15番 | 欠 員) | 16番 | 武下 博俊 |
| 17番 | 藤井 豊志 | 18番 | 寺崎 廣喜 |
| 19番 | 永利 昇 | 20番 | 柳 文子 |
| 21番 | 永利 春雄 | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番 | 久光 悟(欠席) | | |

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 皆様におかれましては麦の収穫や田植え作業など農繁期の最中で大変多忙な時期にもかかわらず本総会に参集いただきましてありがとうございました。本日は議案 5 件、報告事項 2 件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は 17 名で委員定足数に達しております。なお坂田委員、久光委員、白水委員、井手委員、重松委員より欠席届が出ています。よって、平成 29 年 6 月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6 番 山田武二 委員、8 番 高松昭夫 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第 2 議案の審議を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 5 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。番号 1 は古飯の田 4 筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号 2 は三沢の畑 1 筆です。社会福祉法人が利用者の福祉増進のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に議案書の 2 ページをご覧ください。番号 3 は三沢の田 2 筆です。代物弁済による所有権移転です。

(価格、場所の説明)

番号 4 は上岩田の畑 1 筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

番号 5 は上岩田の畑 1 筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労

働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、25件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1から4ページの番号4は、寺福童及び大崎地内の農地10筆です。土リサイクルプラントを建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものですので例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に4ページの番号5から8ページの番号14は、大保地内の田30筆です。貸店舗を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は西鉄の大保駅から、おおむね500メートル以内の区域になるので第2種農地に該当し、既存施設の拡張であるため代替地検討は不要であることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思

われます。

次に8ページの番号15から12ページの番号23は、上岩田、山隈及び井上地内の農地33筆です。物流倉庫を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、筑後小郡インターチェンジの出入口からおおむね300mまでは第3種農地に該当し、それ以外は第1種農地となりますが、隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合は例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。次に13ページの番号24及び25は、大保地内の田6筆です。保育園を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は西鉄の大保駅から、おおむね500メートル以内の区域は第2種農地に該当し、それ以外は第1種農地となりますが社会福祉法に基づく社会福祉事業であるため例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、番号1から番号25は各地区会議に於いて了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○委員 保育園の定員はどのくらい増えるのですか。

○事務局 移転前が約90名、移転後が約100名ということです。

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利

用集積計画の承認について 所有権移転3件を議題といたしたいと思いますが、番号1は委員の案件でございます。

農業委員会等に関する法律において、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、委員につきましては退席していただきますようお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は古飯地区内の田2筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

（価格、場所の説明）

番号2は下西鯨坂地内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

（価格、場所の説明）

番号3は上西鯨坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

（価格、場所の説明）

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転3件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問意見なし）

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受付しました利用権設定につきましては、更新183件 新規122件 合計305件の申請を受理いたしております。なお、公告は6月15日付と致しております。

いずれも、別冊のとおりでございますので説明は割愛させていただきます。

なお、内容につきましては、各々担当の農業委員さんに確認いただき地区会議に於いても承認頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、田中第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 つぎに議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の15ページをお願いします。それでは議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号1は山隈地内で農振農用地区内の畑1筆です。歩道の新設のために、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、おおむね300m以内に筑後小郡インターチェンジの出入口があるので、農振除外後は第3種農地に該当し、原則農地転用ができます。先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

なお、申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

- 議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、事務局からの説明を受け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。
- 委員 歩道の新設という事ですが、詳しく説明をお願いしたい。
- 事務局 この部分だけ周辺の開発区域に入っていないため、今回農振除外後、歩道を新設するという事です。
- 議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認し市に報告いたします。
- 議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の16ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出8件につきまして報告いたします。

番号1は借手の変更による合意解約です。

番号2は契約期間の変更のための合意解約です。

番号3は貸手の都合による合意解約です。

次に、17ページの番号4は代物弁済による所有権移転のための合意解約です。

番号5は売買のための合意解約です。

番号6は売買のための合意解約です。

次に、18ページの番号7は転用を行うための合意解約です。

番号8は売買のための合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告いたします。

番号1は、露天駐車場に転用するために届出が提出されたものです。

番号2は、集合住宅の敷地に使用するために届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上で報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして6月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年6月9日(金) 午後 2時40分閉会
小郡市農業委員会